10月1日から水道料金を改定します

どの経営課題を抱え、厳しい財 政状況です。 維持管理費・更新費用の増大な 少や、水道施設の老朽化に伴う の影響などで水道料金収入の減 本町の水道事業は、人口減少

改定額

+82円

+156円

+200円

+320円

+460円

+1,160円

+5,000円

+22円

+28円

+41 円

+47 円

今後もさらなる経費削減など

が、安心・安全な水道水を安定 均約20約改定 (値上げ) します。 料金を令和6年10月1日から平 的に提供していくために、水道 の経営努力を続けていきます 利用者には、ご負担をおかけ

572円

936円

1,200円

1,920円

2,760 円

6,960 円

30,000円

132円

168円

231円

257円

新料金表 (1㎡につき)

新料金表

願いします。 しますが、ご理解とご協力をお 改定後の新料金は、11月検針

12月請求分から適用されます。

旧料金表

490円

780円

1,000円

1,600円

2,300円

5,800円

25,000円

110円

140円

190円

210円

旧料金表 (1㎡につき)

+20.0% +20.0% +20.0% +20.0% 改定額 (1㎡につき) +20.0% +20.0% +21.6% +22.4%

+16.7%

+20.0%

+20.0%

企業会計へ移行しました。 公営企業法を適用した地方公営 は、従来の官公庁会計から地方 落排水事業・漁業集落排水事業) と長島町集落排水事業(農業集 町簡易水道事業(獅子島地区) 同法の適用は、会計方式の変 令和6年4月1日から、長島

必要も不要です。 更であり、各種手続きや料金の く、利用者の変更後の手続きの 請求および納入方法に変更はな

努めていきます。 よって施設の維持管理を計画的 もに資産情報の整理と活用に 将来の経営計画に役立てるとと 状況を的確に把握することで、 に進め、持続可能な事業運営に 会計方式の移行によって経営

ます。 定です。 行事業者登録番号は今後変更予 登録番号が分かり次第周知し 適格請求書(インボイス) 発

公営企業会計に ました

問い合わせ先

問い合わせ先

□径

13_{mm}

20_{mm}

25_{mm}

30_{mm}

40mm

50mm

75_{mm}

 $1 \sim 10 \text{m}^3$

 $11 \sim 20 \text{m}^3$

 $21 \sim 30 \text{ m}^{3}$

31m²~

水量区画

役場水道課管理係 ☎(86)1114[直通

基本料金

従量料金

役場水道課管理係 ☎(86)1114[直通]

問い合わせ先

役場水道課下水道係 (86) 1114 [直通]

人槽区分	総事業費	補助金額 (上限額)	個人負担額
5人槽	896,000円	811,000円	85,000円
7人槽	1,073,000円	973,000円	100,000円
10人槽	1,387,000円	1,262,000円	125,000円

人槽区分	総事業費	補助金額 (上限額)	個人負担額
5人槽	896,000円	811,000円	85,000円
7人槽	1,073,000円	973,000円	100,000円
10人槽	1,387,000円	1,262,000円	125,000円

限りがありますので早めに締め の補助があります。 12万円・汲み取り槽撤去9万円 切る場合があります。 ※その他に単独処理浄化槽撤去 詳しくは、問い合わせください。 (令和8年度3月末)までです。 現行の補助制度は令和7年度 予算の関係上、設置数に

申請はお早めに 合併浄化槽設置の